

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく警察職員の指定等に関する要綱の制定について（例規通達）

このたび、別添のとおり「少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく警察職員の指定等に関する要綱」を制定し、平成19年11月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく警察職員の指定等に関する要綱

1 制定の趣旨

少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項の規定に基づき、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）が制定され、少年補導職員のうちから、専門的知識を有する者として警察本部長が少年法（以下「法」という。）第6条の2第3項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年（法第3条第1項第2号に規定する少年をいう。）に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができることとなったことに伴い、規則第1条に規定する警察職員の指定等について定めるものである。

2 規則第1条の規定に基づく警察職員の指定

警察本部長は、法第6条の2第3項に規定する警察職員として適格と認めるときは、規則第1条の規定に基づき指定するものとする。

3 教育訓練

警察本部長は、規則第1条に規定する警察職員として少年警察補導員を指定するときは、低年齢少年（14歳に満たない者をいう。）に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受けさせるものとする。